

株式会社サーキュレーション 御中

調査報告書

2023年6月12日

特別調査委員会

委員長 南 敏 文

委員 福 島 洋 尚

委員 貞 弘 賢太郎

目次

第1	本調査の概要	1
1	特別調査委員会設置の経緯	1
2	委嘱事項	1
3	当委員会の構成	1
4	当委員会の独立性・中立性・公正性の担保措置	2
5	調査実施期間	2
6	調査方法	3
	(1) 関係資料の精査	3
	(2) 関係者の基礎調査	3
	(3) 関係者のヒアリング	3
	(4) デジタルフォレンジック	3
	(5) 役職員アンケート	4
	(6) 取締役らに対する抜打ちの薬物検査の実施	4
	(7) 取引先と反社リストの突合調査	4
第2	当社の概要等	4
1	当社の概要	4
2	当社の事業内容	5
3	当社の近年の業績	6
第3	調査委嘱事項①について	6
1	前代表の供述内容	6
2	前代表の供述内容の評価	7
		7
		7
3	当社役員らと前代表の私的交流の状況	8
		8
5	薬物検査の結果	9
6	結論	9
第4	調査委嘱事項②について	10
1	当社役職員につき反社との関与は確認されなかったこと	10
	(1) 当社役員らの基礎調査の結果	10
	(2) デジタルフォレンジックの結果	10
	(3) 役職員に関する反社チェックの結果	11
	(4) 役職員アンケートの結果	12
	(5) 小括	12

2	前代表につき反社との関与は確認されなかったこと.....	13
	(1) 基礎調査の結果.....	13
	(2) デジタルフォレンジックの結果.....	13
	(3) 前代表の自己資金を原資とする支払先の確認.....	13
	(4) 小括.....	14
3	当社の取引先につき反社との関わりは確認されなかったこと.....	14
	(1) 当社の取引先に反社が含まれるおそれが極めて低いこと.....	14
	(2) 暴追センターリストとの突合の結果.....	15
	(3) 小括.....	15
4	結論.....	15
第5	調査委嘱事項③について.....	15
1	反社との関わりを排除するための体制の整備状況.....	15
	(1) 内部統制システムに関する基本方針.....	15
	(2) 反社会的勢力対応規程.....	16
	(3) 反社会的勢力対応マニュアル.....	16
	(4) 業務記述書.....	17
	(5) 就業規則.....	18
	(6) 反社排除のための体制に対する役員らの意識.....	18
2	反社との関わりを排除するための体制の運用状況.....	18
	(1) 反社チェックシステム構築の経緯.....	18
	(2) 反社チェックシステムの運用状況.....	18
	(3) 契約書等における反社排除条項について.....	19
	(4) プロ人材との連携.....	19
3	現状における反社排除体制の評価と今後の運用上改善が望まれる点..	20
	(1) 反社チェック担当者の拡大.....	20
	(2) 反社チェックの適用範囲の拡大.....	21
	(3) 反社チェックの適用範囲に関する規定振りの明確化.....	21
4	結論.....	22
第6	結び.....	22

第1 本調査の概要

1 特別調査委員会設置の経緯

株式会社サーキュレーション（以下「当社」という。）は、2023年4月18日、当時の当社代表取締役社長である[REDACTED]氏（以下「前代表」という。）から、前代表が違法薬物所持の嫌疑で警察官により自宅の捜索を受けた旨の報告を受けるとともに、当社の代表取締役及び取締役を辞任する旨の申入れを受けた。

当社は、上記嫌疑に関する前代表からの説明内容のほか、同月21日に実施した当社取締役3名（社外取締役1名を含む。）、監査役3名（非常勤監査役2名を含む。）及び前代表の親族である職員2名の合計8名を対象とする薬物検査の結果がいずれも陰性であったことを踏まえ、前代表による違法薬物所持は専ら前代表の個人的な犯行であり、当社の関与はないものと判断した。

しかしながら、当社は、上場企業として、厳に反社会的勢力（以下「反社」という。）との関わりを排除することが求められるところ、前代表に対する嫌疑の内容を踏まえると、前代表のみならず、当社の役職員と反社との関係の有無等につき、外部の専門家によって構成される調査委員会により、中立・公正かつ徹底した調査を実施することが必要と判断した。

そこで、当社は、調査委員会を構成する外部専門家の人選を進めた上、同年5月11日、当社取締役会において、特別調査委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決議した。

2 委嘱事項

当委員会が当社から委嘱を受けた事項は、以下のとおりである（以下、これらの事項に関する当委員会による調査を「本調査」という。）。

- ① 前代表による違法薬物所持が、前代表による個人的な犯行であり、当社の関与はないとしている当社の判断の当否
- ② 前代表及び当社の役職員と反社の関わりの有無の確認
- ③ 反社との関わりを排除するための当社の内部管理体制・コーポレートガバナンス体制の構築・運用の評価

3 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長 南 敏 文

(シティユーワ法律事務所弁護士 (元東京高等裁判所部総括判事))

委員 福 島 洋 尚

(早稲田大学法科大学院教授 (会社法))

委員 貞 弘 賢太郎

(シティユーワ法律事務所弁護士 (元東京地方検察庁特別捜査部検事))

また、当委員会は、シティユーワ法律事務所所属の弁護士 2 名及び株式会社アキュレートアドバイザーズ (以下「アキュレートアドバイザーズ」という。) の代表取締役小林弘樹氏 (以下「小林氏」という。) ほか同社所属の不正調査の専門家 1 名を調査補助者として選任し、本調査の補助を行わせた。なお、小林氏は、元大阪府警察組織犯罪対策本部所属の警部補であり、違法薬物事犯や反社についての豊富な知見を有する。

上記委員及び調査補助者並びにシティユーワ法律事務所は、いずれも当社から業務を受任したことはなく、当社とは何ら利害関係を有していない。

4 当委員会の独立性・中立性・公正性の担保措置

本調査は、一般に企業不祥事といわれる事例に対応するものではないため、当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に全ての点において準拠するものではないが、これを踏まえ、調査に当たり、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを企図して、以下の事項を当社と合意した。

①当社は、以下のとおり、当委員会の調査に対して、全面的に協力する。

- ・当社が所有するあらゆる資料、情報、役職員等へのアクセスを保証すること。
- ・当社は、役職員に対して、当委員会による調査の遂行に対する優先的な協力を業務として命令すること。
- ・当社は、当委員会の求めがある場合には、当委員会の業務の遂行を補助するために適切な人数の従業員による事務局を設置すること。

②当社は、当委員会の調査の内容につき指示、要請その他一切の働きかけをすることができない。

5 調査実施期間

当委員会は、2023年5月11日から同年6月12日までの間、本調査を実施した。

6 調査方法

(1) 関係資料の精査

当委員会は、当社から提供された当社組織図、規程類（決裁権限一覧表、就業規則、業務記述書、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応マニュアル等）、2020年4月実施の反社チェックに関する社内研修資料、当社の基幹システムであるSalesforce（以下「Salesforce」という。）上の反社チェック結果及び取引ステータス画面の各サンプル、顧客との秘密保持契約書兼利用規約同意書及びプロ人材（後記第2の2参照）との業務委託契約書の各サンプル、当社役員ら（前代表、取締役3名、常勤監査役1名及び執行役員3名）の人事情報及び履歴書、2021年8月から2023年4月までに売上の計上があった法人顧客の開拓経路別リスト、2023年7月期の第2四半期における決算説明資料、同年4月21日実施の薬物検査（前記第1の1）の結果を記載した書面等を精査したほか、当社の有価証券報告書（2021年7月期分及び2022年7月期分）、2022年10月27日付けコーポレートガバナンス報告書をインターネットで取得して精査した。

(2) 関係者の基礎調査

当委員会は、調査補助者である小林氏に対し、前代表 [REDACTED] のほか、当社取締役3名（社外取締役を含む。）、常勤監査役1名及び執行役員3名につき、これらの者が過去から現在までの間に関与した法人・団体、過去から現在までの居住地、親族等の情報を可能な限り広く収集させた上、アキュレートアドバイザー独自のデータベース、官報をはじめとする公的資料、新聞・雑誌記事、インターネット情報等から得られる情報に基づき、上記の者らと反社の関わりの有無に関する基礎調査を実施させ、その結果のレビューを行った。

(3) 関係者のヒアリング

当委員会は、前代表のほか、当社の全常勤役員（代表取締役社長、取締役経営管理本部長、常勤監査役及び執行役員3名）、経理・財務部長、

[REDACTED] の合計10名についてヒアリングを実施した。

(4) デジタルフォレンジック

当委員会は、当社から、 [REDACTED] 外部専門家で

ある非常勤監査役 2 名を除く全役員 7 名（取締役 3 名（社外取締役 1 名を含む。）、執行役員 3 名、常勤監査役 1 名）が使用しているスマートフォン合計 8 台（執行役員 1 名が 2 台のスマートフォンを使用していたほかは各 1 台）の提出を受け、デジタルフォレンジックを実施した。

（5）役職員アンケート

当委員会は、前代表及び当社役職員についての反社との関わりの有無及びその内容の洗出しを目的として、執行役員 3 名を含む全役員（外部専門家の非常勤監査役 2 名を除く。）及び全職員（育児休暇ないし産前産後休暇を取得していた者 7 名及び本調査の開始前に退職手続を行い、契約期間満了まで年次有給休暇を取得していた者 1 名を除く。）の合計 288 名を対象としてアンケート調査を実施した。

（6）取締役らに対する抜打ちの薬物検査の実施

当委員会は、2023 年 6 月 2 日、当社取締役（社外取締役を除く。）2 名のほか、在京の執行役員 1 名に対し、東京都内のクリニックにおいて、抜打ちで薬物検査（尿検査）を実施した。なお、上記執行役員 1 名以外の執行役員 2 名については、それぞれ兵庫県及びシンガポール在住であることから、抜打ちでの検査実施は困難であったため、実施しなかった。

（7）取引先と反社リストの突合調査

当社は、従前、全ての取引先についての反社チェックを実施しており、反社に該当しないことを確認した上で取引を行っていた。

しかし、当委員会は、当社に対し、全国暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）から最新の反社リスト（以下「暴追センターリスト」という。）を入手した上、当社の東京証券取引所マザーズ市場上場（2021 年 7 月）後の最初の事業年度である 2022 年 7 月期の期首（2021 年 8 月 1 日）から 2023 年 4 月までの全ての取引先につき、暴追センターリストに掲載されている者（ 名）に該当しないかの突合作業を実施するよう指示し、当社から報告された突合の経過及び結果のレビューを行った。

第 2 当社の概要等

1 当社の概要

当社の概要は図表 2-1 記載のとおりである。

図表 2-1 (当社の概要)

名称	株式会社サーキュレーション	
本店所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目 21 番 5 号	
事業内容	プロシエアリング事業	
設立	2014 年 1 月	
資本金	870,818 千円 (2023 年 1 月 31 日現在)	
役員構成	代表取締役社長	福 田 悠
	取締役	山 口 征 人
	取締役 (社外・非常勤)	斉 藤 麻 子
	常勤監査役 (社外)	露 木 一 彦
	監査役 (社外・非常勤)	小 山 憲 一
	監査役 (社外・非常勤)	由 木 竜 太
	執行役員	村 上 亮 太
	執行役員	柳 田 直 人
	執行役員	笹 島 敦 史
	(2023 年 4 月 30 日現在)	
上場取引所	東京証券取引所グロース市場 (証券コード 7379) ※2021 年 7 月、東証マザーズ市場 (当時) に上場	
決算日	7 月 31 日	
支社	東北、北信越、東海、関西、九州、中国、四国	
従業員数	297 名 (2023 年 4 月 30 日現在)	

2 当社の事業内容

当社が提供しているプロシエアリングサービス (当社の単一セグメント) は、法人顧客に対し、当社が「高度な経営課題を解決できる人材」と位置付ける外部プロ人材 (以下「プロ人材」という。) の経験・知見を、各顧客のプロジェクト単位で提供するものであり、プロシエアリングサービス提供先の法人顧客から支払われる報酬が当社の売上高として計上される。

法人顧客の開拓は、主に「金融機関 (都市銀行、地方銀行、信用金庫) アライアンス経由」、「インターネット経由」、「その他自社活動」の 3 つの方法によって行われている。

その中で、当社は、特に金融機関アライアンス経由での法人顧客の開拓に注力している。当社は、2023 年 1 月末時点で、金融機関 55 行 (都市銀行、第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫合計) との間でビジネスマッチング契約を締結しており、日本全国の金融機関から、月間平均 246 社 (2023 年 7 月期第 2 四半期実績) の顧客紹介を受けている。

その結果、上場後の2021年8月から2023年4月までの間に当社が取引を行った法人顧客合計2,279件のうち863件(37.9%)が金融機関からの紹介を受けた顧客となっている。

一方、当社は、2023年1月末現在、21,558名のプロ人材を当社データベースに登録しており、顧客のプロジェクトに応じて最適と思われるプロ人材の経験・知見を顧客に提供している。プロ人材への報酬支払は、当社データベースへの登録のみでは発生せず、顧客における個別のプロジェクトにつき、プロ人材をアサインした場合、当該プロ人材に報酬を支払っており、当社の売上原価として計上されている。

3 当社の近年の業績

当社の近年の業績は図表2-2のとおりである

図表2-2 (当社の近年の業績)

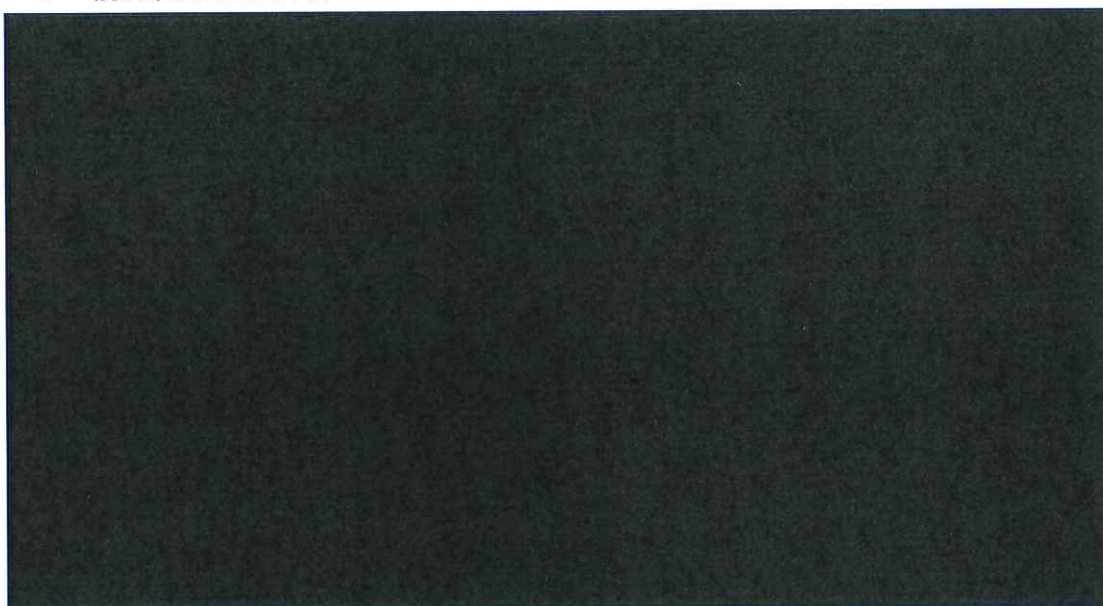
(単位：千円)

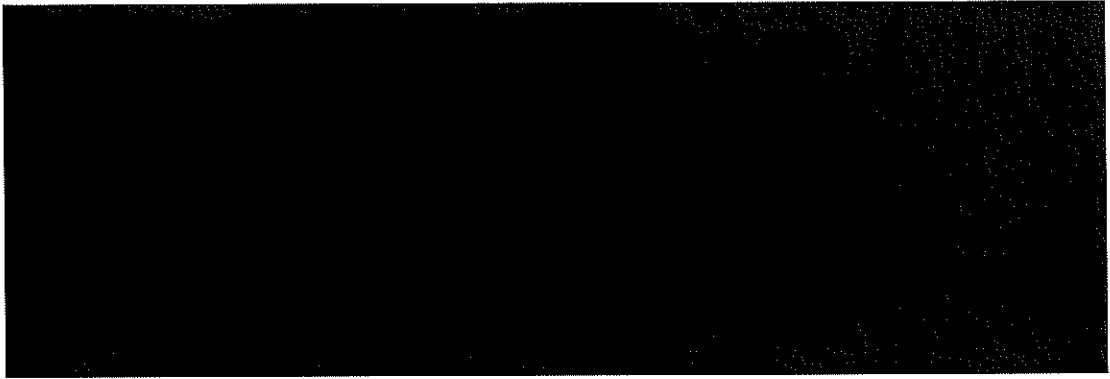
	2019年7月期	2020年7月期	2021年7月期	2022年7月期	2023年7月期
売上高	3,003,127	3,995,590	5,506,898	7,104,278	3,980,751
経常利益	26,638	△139,553	454,657	528,575	280,381

(注) 2023年7月期は第2四半期までの金額であり、売上高は前年同期比18.0%増、経常利益は同17.7%減となっている。

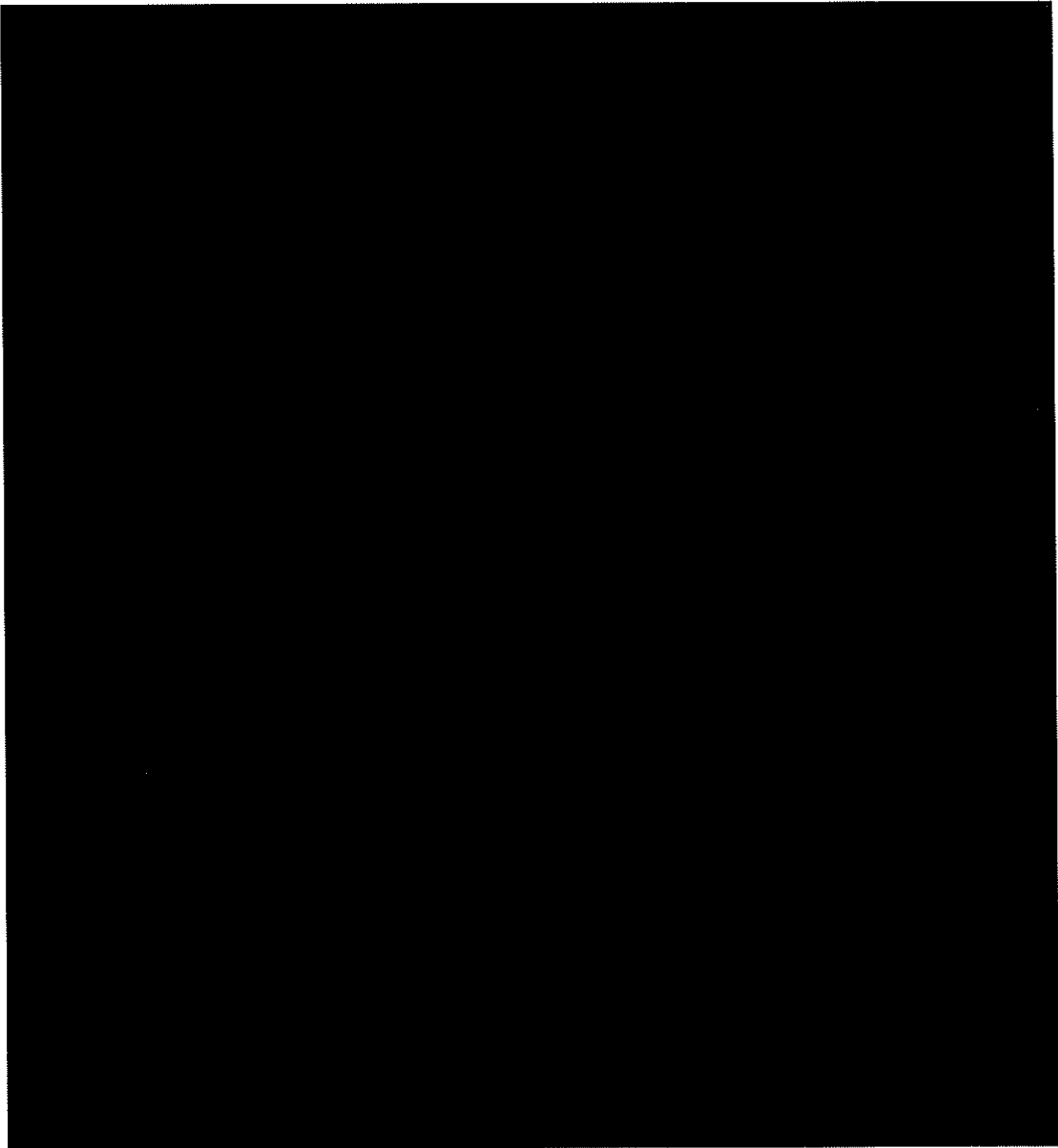
第3 調査委嘱事項①について


1 前代表の供述内容





2 前代表の供述内容の評価





3 当社役員らと前代表の私的交流の状況

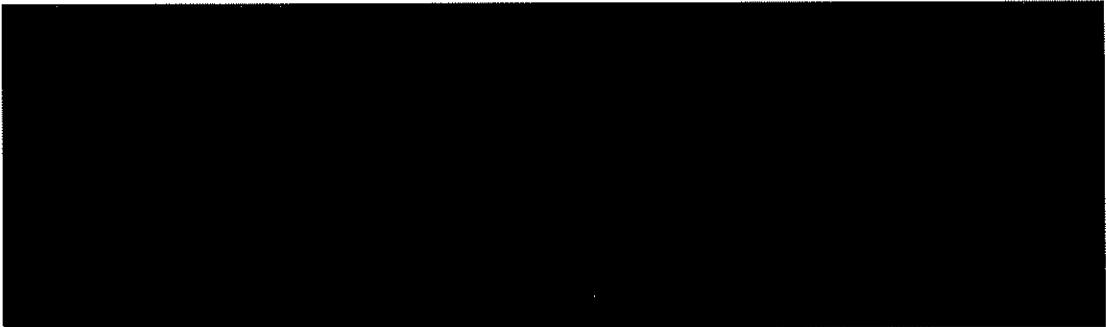
前代表は、大学卒業後、2005年4月から大手総合人材サービス会社に勤務し、2014年1月、同社における同僚であった現在の当社代表取締役社長及び同取締役経営管理本部長らと共に当社を設立した。

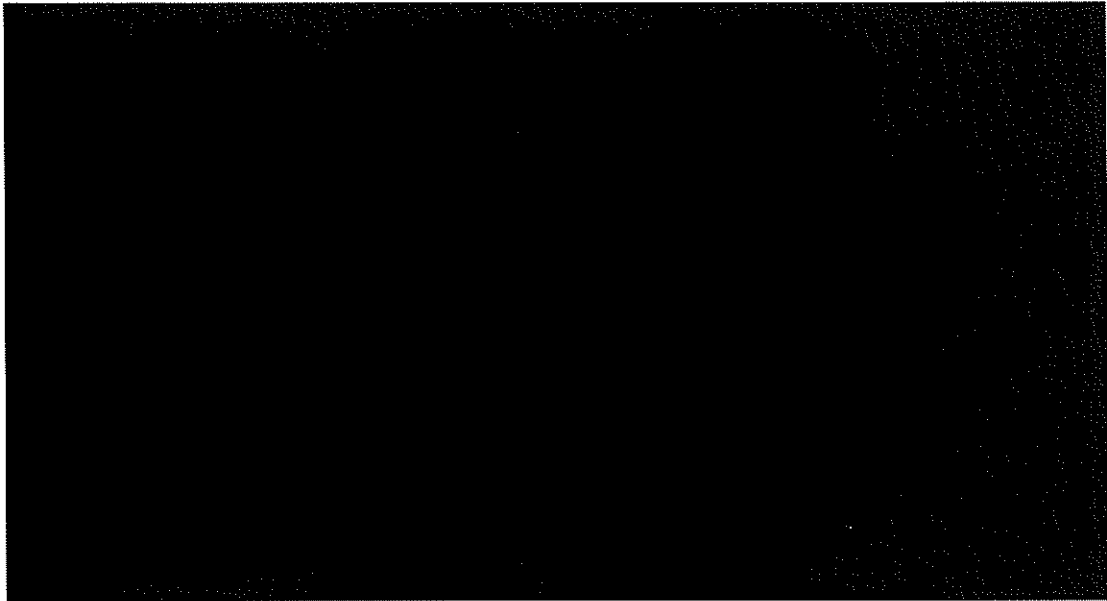
また、当社執行役員のうち、FLEXY 部部長は当社の設立メンバーではないものの、上記大手総合人材サービス会社への勤務歴を有しており、前代表とは同社勤務時から顔見知りであった。

しかしながら、本調査におけるヒアリングやデジタルフォレンジックの限りでは、代表取締役社長、取締役経営管理本部長及び FLEXY 部部長を含め、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び執行役員のいずれについても、当社の業務と関係なく前代表と私的な交流をもっていた形跡はなく、最近数年の間に前代表の自宅を訪問したことがある者もないと認められる。

また、当社常勤監査役は、当社の上場準備に際し、当社に登録されていたプロ人材の中から監査役に迎えられたものであり、非常勤監査役2名は、当該常勤監査役によって当社に紹介された弁護士及び公認会計士であって、常勤監査役及び非常勤監査役2名のいずれについても、前代表との私的な交流があったものではない。

以上のとおり、当社取締役（社外取締役を含む。）、執行役員及び監査役（非常勤監査役を含む。）の中に前代表と私的な交流があったものはおらず、執行役員を含む当社役員が前代表による違法薬物事犯に関与していたことを疑わせる事情は見当たらない。





5 薬物検査の結果

前記第1の1記載のとおり、当社取締役及び監査役のほか、当社に職員として勤務する前代表の親族2名は、2023年4月21日に実施された薬物検査において陰性判定を受けている。

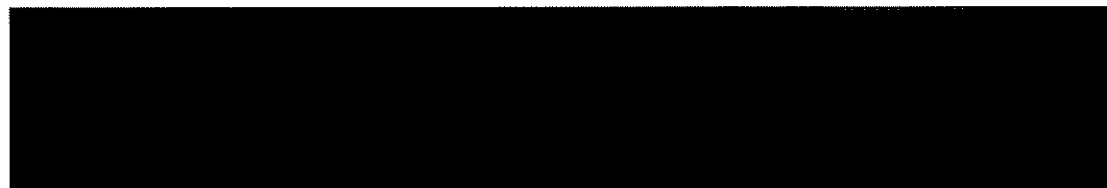
当委員会は、念のため、同年6月1日、事前予告なしに当社取締役2名及び在京の執行役員1名の合計3名に対し、翌2日に東京都内のクリニックを訪問するように要請し、同日、当委員会補助者（弁護士）立会の下、同クリニックにおいて任意の薬物検査（検査項目：覚せい剤、大麻、コカイン系麻薬、モルヒネ系麻薬ほか）を実施した（前記第1の6（6））。

これに対し、上記3名のいずれもが積極的に薬物検査に協力し、検査結果はいずれも全ての検査項目につき陰性であった。

6 結論

以上のとおり、本調査の限りでは、当社の執行役員以上の役員が前代表による違法薬物事犯に関与していた事実は認められない。

また、当社のその他の職員についても、前代表による違法薬物事犯に関与していたことを疑わせる事情は見当たらない。



したがって、当委員会としては、前代表による違法薬物所持が、前代表に

よる個人的な犯行であり、当社の関与はないとしている当社の判断は相当と考える（ただし、前代表による違法薬物所持につき、その犯罪の有無は刑事裁判において判断されるものであるから、当委員会は、当社の関与がないとしている限りで当社の判断を相当とするものである。）。

第4 調査委嘱事項②について

1 当社役職員につき反社との関与は確認されなかったこと

(1) 当社役員らの基礎調査の結果

当社取締役3名（社外取締役1名を含む。）、常勤監査役及び執行役員3名に対する基礎調査（前記第1の6(2)）の結果、これらの者の親族を含め、違法薬物事犯や反社との関与を疑わせる情報は一切見当たらなかった。

(2) デジタルフォレンジックの結果

当社取締役3名（社外取締役1名を含む。）、常勤監査役及び執行役員3名（以下、本項において「DF対象者7名」という。）の各使用スマートフォンに対するデジタルフォレンジックの結果、以下のとおり、違法薬物事犯や反社との関与を疑わせる情報は一切見当たらなかった。

ア アドレス帳、通話履歴の確認

DF対象者7名のアドレス帳に登録されている連絡先及び通話履歴における通話先の中に、反社に該当する疑いのある者の氏名は含まれていなかった。

イ インストールされたアプリの確認

近時、違法薬物の密売をはじめとする各種犯罪に無料通信アプリ「テレグラム」が悪用されていることが知られている（President Online 記事「普通の人には知らないが、薬物乱用者なら絶対に知っている…麻薬捜査官が危険視するあるアプリ」<https://president.jp/articles/-/59840?page=1>）。

すなわち、テレグラムの代表的な機能である「シークレットチャット」による通信は、送信元のメッセージを暗号化し、受信先でしか復元できない暗号化通信に切り替わる仕組みであるため、アプリの運営側でさえ通信内容を閲覧できないとされている上、テレグラムには交信記録を自動消滅させる機能もある。このような秘匿性の高さから、テレグラムは違法薬物の密売人と薬物乱用者の間の通信手段等として悪用される傾向があるとされている。

その一方、我が国における通信アプリとして、テレグラムが一般的に広く

利用されているといえる状況にないことは公知の事実である。

そこで、本調査においては、仮に DF 対象者 7 名の各使用スマートフォンにテレグラムがインストールされている場合には、要注意であるとの判断の下、インストールされているアプリの内容を確認したものの、DF 対象者 7 名のいずれの使用スマートフォンにもテレグラムがインストールされた形跡は確認されなかった。

その他にも、DF 対象者 7 名の各使用スマートフォンにつき、不自然なアプリがインストールされている事実は確認されなかった。

ウ メッセージ内容の確認

当委員会は、DF 対象者 7 名の各使用スマートフォンの端末に保存されている LINE、SMS、電子メール等によるメッセージの全てにつきキーワードによる検索を行い、当該検索で抽出された全てのメッセージにつき、小林氏に、目視確認により「問題あり」、「問題なし」、「判定困難」の判定を行わせ、その判定過程及び判定結果の妥当性についてのレビューを行った。

なお、上記検索にあたってのキーワードについては、当委員会と小林氏において互いの知見をもとに協議を行って 36 個の単語をキーワードとして設定した。

キーワード検索により相当数のメッセージが抽出されたものの、その内容を目視で確認した結果、メッセージの内容自体から違法薬物や反社との関係を疑わせるものはなかった。また、メッセージの内容だけからは、直ちに違法薬物や反社との関係なしと判定することが困難なものが数件抽出されたものの、当該メッセージのやり取りを行った対象者に対するヒアリングの中で、そのメッセージをやり取りした経緯等について確認した結果、いずれのメッセージについても、何ら違法薬物や反社との関係を疑わせるものではないことが明らかとなった。

(3) 役職員に関する反社チェックの結果

当社は、取引先等を管理するための基幹システムとして Salesforce を導入しているところ、上場準備の際に主幹事証券会社からの助言を受けながら Salesforce に反社チェックのためのシステム（以下「反社チェックシステム」という。）を組み込んでいる（後記第 5 の 2 で詳論する。）。

当社は、当社役職員についても、例外なく全員を Salesforce に登録して、反社チェックシステムによる反社チェックを実施している。

そして、現在までの間、前代表を含む全ての役職員につき、反社チェックシステムによる反社チェックで反社に該当する疑いが生じたことはない。

さらに、本調査に際し、当委員会は、念のため、当社に指示して、全ての役職員につき、暴追センターリスト被掲載者との突合作業を実施させた上、その結果のレビューを行ったところ、これによっても、当社役職員の中に反社に該当する疑いがある者は確認されなかった。

(4) 役職員アンケートの結果

全役職員を対象として実施したアンケート調査(前記第1の6(5))では、①回答者本人についての反社との交流の有無及びその具体的内容、並びに、②回答者以外の当社役職員(前代表を含む。)が反社と交流していることを見聞きした経験の有無及びその具体的内容を質問事項としたほか、その他、当委員会に申し入れたい事項を自由に記載させる欄を設けた。

なお、アンケート調査においては、反社の意味につき、「具体的には、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、特殊詐欺組織等のこと」と例示したものの、これにとらわれることなく、回答者が反社と聞いてイメージする団体や個人を念頭に置いて回答するよう求めた。

また、当委員会は、アンケート調査の実施に先立ち、代表取締役社長から全対象者に向けて、①の質問につき、反社との交流があることを正直に申告した場合には、処分等を検討するに当たり、正直に申告したことを汲むべき事情として最大限に考慮する一方、②の質問を含め、虚偽の回答をしたことが事後的に判明した場合には、厳しく対処する旨のメッセージを发出させるなどして、対象者の虚偽回答を防止するための措置を講じた。

これに対し、当委員会は、対象者288名全員から回答を得たところ(回答率100%)、その中に、前代表を含め当社の役職員と反社との関わりがあることを疑わせる有意回答はなかった。

この点、自由記載欄に、当社のイベントにゲスト参加したアーティスト等について反社と関係があるのではないかと懸念を記載した回答者が2名いた。そのため、当委員会は、当該回答者につき個別に電話ヒアリングを実施したものの、いずれの回答者の懸念についても特段の根拠はなく、当社と反社の関わりを疑わせるに足るものではなかった。なお、念のために付言するに、上記アーティスト等は、いずれも、暴追センターリスト被掲載者ではなく、インターネット検索等によっても反社に該当することを疑わせる情報は見当たらなかった。

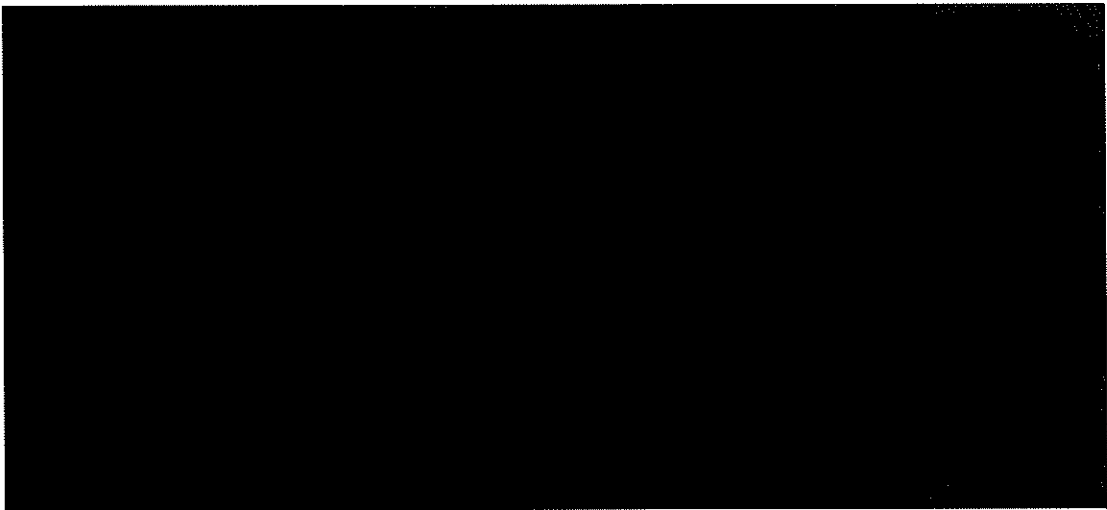
(5) 小括

以上のとおり、当社の役職員につき反社との関わりは確認されなかった。

2 前代表につき反社との関与は確認されなかったこと

(1) 基礎調査の結果

前代表については、同人が代表取締役として登記されている当社以外の会社2社、同人が所属していた経営者団体2団体につき、当該法人・団体の役員らも対象とし、さらに、前代表が所有している不動産の過去の所有者を対象としたほか、広く前代表の親族も対象として基礎調査を実施したが、反社との関わりを疑わせる情報は確認されなかった。



(3) 前代表の自己資金を原資とする支払先の確認

当社は、全ての取引先を Salesforce に登録しており、反社チェックシステムによる反社チェックをクリアしない限り、取引先としての金銭のやり取りはできない仕組みを導入している（後記第5の1(3)、(4)）。

しかし、前代表は、2021年7月の当社上場以降、主に当社役職員らの慰

労を目的として、2022年4月開催の当社幹部社員に対する上場御礼企画や、2023年2月開催の「サーキュレーション kick off」と称する社員総会等のイベントに際し、衣装代(参加者が着用するTシャツやパーカー代)、会場費、ケータリング費用等として、自己資金(ポケットマネー)から合計360万円程度を支出して支払っていた。

そのため、本調査においては、前代表の自己資金を原資とする支払先7社及びその役員らについて、暴追センターリストとの突合を行ったものの、いずれの法人・個人についても反社該当性は確認されなかった。

(4) 小括

以上の調査に加え、前記第4の1(4)記載の役職員アンケートによっても、前代表につき反社との関わりは確認されなかった。

3 当社の取引先につき反社との関わりは確認されなかったこと

(1) 当社の取引先に反社が含まれるおそれが極めて低いこと

当社の収支構造は、法人顧客にプロシエアリングサービスを提供してその報酬を得る一方(売上高)、当社データベースに登録されたプロ人材を法人顧客の個別プロジェクトにアサインした際に、当該プロ人材に対する報酬を支払う(売上原価)というものであり、他に諸経費(販管費)の支払先に対する支出が発生する。

この点、前記第2の2記載のとおり、プロシエアリングサービスの提供先である法人顧客の4割近くは、金融機関からの紹介によって獲得した顧客であるところ、これらの顧客については、紹介者となった各金融機関においても厳しい反社チェックが実施されていると考えられる。

加えて、当社においては、法人顧客、個別プロジェクトへのアサイン実績のあるプロ人材、諸経費支払先の全てにつき、Salesforceに登録し、その反社チェックシステムによる反社チェックをクリアした場合でなければ、サービス提供、支払等の一切の取引が実行できないことになっているところ、Salesforceに組み込まれた反社チェックシステムは、2021年の東証マザーズ市場への上場時に主幹事証券会社の助言を受けながら構築されたものである。

そのことからしても、当社の収支に関連する取引先の中に、上場企業に求められる水準の反社チェックで排除されるべき反社が含まれているおそれは極めて低いといえる。

(2) 暴追センターリストとの突合の結果

本調査では、上場後の当社の全ての取引先につき、暴追センターリストとの突合の方法により改めて反社該当性の有無を調査したところ、当社の取引先の中に、同リスト被掲載者と一致する又は一致する可能性を否定できない取引先は存在しなかった。

すなわち、上記突合作業にあたっては、2021年8月（上場後の最初の事業年度である2022年7月期の期首）から2023年4月までの期間中に当社と取引関係があった法人顧客2,279件、個別プロジェクトへのアサイン実績のあるプロ人材1,720名、諸経費支払先665件の全てにつき、個人についてはその氏名、法人については代表者氏名により、暴追センターリスト被掲載者との突合調査を行った。

その結果、法人顧客6件、プロ人材5名、諸経費支払先1件につき、暴追センターリスト被掲載者と同姓同名の者が抽出されたものの、そのいずれについても、年齢不一致、氏名ヨミ不一致等の理由から、明らかに暴追センターリスト被掲載者とは別人と判断できるものであり、結局、上記期間中の当社との取引先の中に、暴追センターリスト被掲載者又はこれらの者が代表を務める法人・団体は含まれていないことが改めて確認された。

(3) 小括

以上のとおり、当社の取引先につき反社との関わりは確認されなかった。

4 結論

当社及びその役職員のほか前代表についても、反社との関わりは確認されなかった。

第5 調査委嘱事項③について

1 反社との関わりを排除するための体制の整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本方針

当社は、2019年12月18日の取締役会において、有価証券上場規程第439条で定める体制を構築するため、「内部統制システムに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めることを決議し、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っている。

当社は、基本方針において、反社と一切の関わりをもたず、不当・不法な要求に応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当

社役職員に周知徹底することとしているほか、経営管理本部を主管部署として、関係行政機関等からの情報収集に努め、事案発生時には関係行政機関や法律のプロ人材と連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備することとしている。

(2) 反社会的勢力対応規程

当社は、2019年11月1日、当社における反社との関わりの排除並びに反社による民事介入暴力及び不当行為が発生した場合の対応を目的として「反社会的勢力対応規程」を制定し、同日から実施している。

同規程は、反社に関するトラブル対応の最高責任者を代表取締役社長とし、担当責任者を経営管理本部長と定め（同規程第3条1項）、経営管理本部長は、反社との関係を発見した場合には、速やかに代表取締役にその旨を報告するとともに、対応について顧問弁護士と協議すること（同規程第3条2項）を定め、反社あるいはその関係者と思われる者からの面会要求、不当な金銭その他の経済的利益の要求等を受けた場合の対応方法を定めている（同規程第4条ないし第11条）。

また、同規程は、反社との取引排除のため、新規取引開始に際し、別途定める「反社会的勢力対応マニュアル」に従って新規取引先に関する事前調査を実施することを義務付けており（同規程第12条）、相手方等が反社該当と判断された場合の取引は行わないものとし（同規程第13条）、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、あらかじめ反社が当該取引の相手方となることを拒絶する旨及び契約締結後に相手方等が反社であることが判明した場合に契約を解除する旨の条項（以下「反社排除条項」という。）を明示することを求めているほか（同規程第14条）、既存取引先につき、経営管理本部長において、上記「反社会的勢力対応マニュアル」に従って、XXXXXXXXXX 既存取引先の見直しを行うことを規定している（同規程第15条）。

(3) 反社会的勢力対応マニュアル

当社は、2020年7月1日、反社会的勢力対応規程第12条及び同規程第15条に規定されている反社排除のための信用調査の適用範囲や具体的な実施手順を規定した「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、同日から実施している。

上記信用調査の適用範囲を定めた同マニュアル第2条の規定振りは、その意味が必ずしも判然とせず、改善の必要があるものの（後記第5の3(3)）、当社において、同条は、全ての取引先（法人顧客、個別プロジェクトにアサ

インする又はアサイン実績があるプロ人材、諸経費支払先)、全役職員、業務委託者及びアルバイト・パート従業員を信用調査の適用範囲とすることを規定したものと解釈・運用されている。同マニュアルは、これらの対象者につき、新規取引先については取引開始前に、また、既存の取引先については前回調査から [REDACTED] が経過した時点で調査を実施し、役職員、業務委託者、アルバイト・パートについては新規契約前に調査を実施することを規定している (同マニュアル第3条第1項)。

調査実施方法については、同マニュアル第3条第2項において詳細に規定されており、具体的には、 [REDACTED]

(4) 業務記述書

当社は、業務フローをチャート形式で図示した業務記述書を整備しているところ、その内容は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルの内容を反映させたものとなっている。

(5) 就業規則

当社は、就業規則（2023年4月1日最終改訂。アルバイト・パート従業員を対象とするものは2022年12月1日最終改訂。）において、反社との取引又は社会的に非難されるべき関係をもつことを禁止し、これに違反して当社の名誉又は信用を傷つけたとき若しくは違法行為等を行ったとき、又は、反社からの不当要求を直ちに会社に報告しなかったときには、懲戒処分の対象となることを定めている。

(6) 反社排除のための体制に対する役員らの意識

本調査では、執行役員3名を含む役員らのヒアリングに際し、当社における反社排除のための体制やSalesforceにおける反社チェックシステムの仕組みを確認したところ、取締役、監査役、執行役員らのいずれもが、上記の体制や仕組みをよく理解しており、反社排除に対する意識が高いレベルで共有されていることを確認することができた。

2 反社との関わりを排除するための体制の運用状況

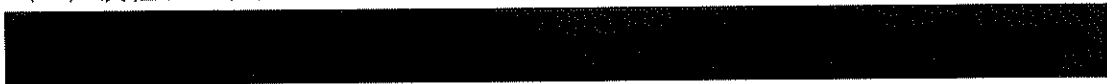
(1) 反社チェックシステム構築の経緯

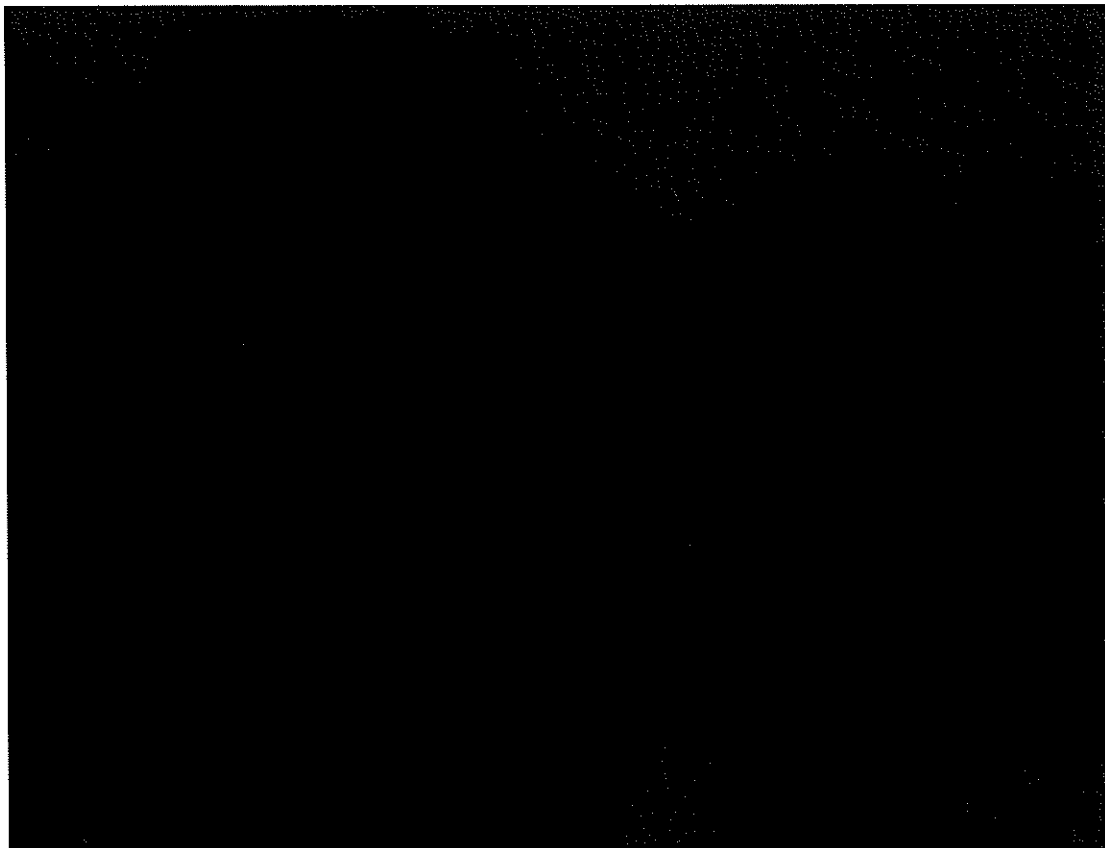
当社は、2017年頃から、取引等管理のための基幹システムとしてSalesforceを導入していたところ、上場準備を行う中で、主幹事証券会社からの助言を受けながら、遅くとも2020年4月頃までの間に、反社チェックシステムを独自に開発してSalesforceに組み込んだ。

その上で、当社は、同月頃、反社チェックシステムにつき、「当社に関わる全ての企業、人に対してチェックを実施します」（2020年4月付け「反社チェックが始まります」と題する社内研修資料3枚目）として、同システムの内容等を当時の全役職員に周知するとともに、同システムによる反社チェックの運用を開始した。

なお、前記第5の1(3)記載の反社会的勢力対応マニュアルの制定・実施日（2020年7月）は、反社チェックシステムの運用開始（同年4月）よりも後となっているが、同システムは、反社会的勢力対応マニュアル（前記第5の1(3)）及び業務記述書（前記第5の1(4)）の内容を完全に実現したものとなっており、そのことは、上場準備に際しての主幹事証券会社によるシステムオペレーションチェックにおいても確認されている。

(2) 反社チェックシステムの運用状況





(3) 契約書等における反社排除条項について

当社は、反社会的勢力対応規程第 14 条により、取引先との契約等における反社排除条項の明記を義務付けている（前記第 5 の 1 (2)）。

この点、当社は、取引先との契約締結に際し、当社が契約書等の原案を作成する場合には、所定の書式を使用することとしているところ、当該書式には反社排除条項が含まれている。

一方、取引先において契約書等の原案が作成される場合についても、本調査のデジタルフォレンジックにおいて、当社取締役から取引先に宛てて送信されたメールの中に「NDA をお送り差し上げます、反社除外条項を追加しております、ご確認下さい。」などと記載されたものが存在することが確認されており、当社は、遺漏なく契約書等への反社排除条項の明示を実践していると認められる。

(4) プロ人材との連携

前記第 5 の 1 (1) 記載のとおり、当社は、基本方針において、反社との関わりが疑われる事案が発生した場合にはプロ人材等とも連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備するとしている。

この点、当社は、2023年4月18日に前代表から違法薬物所持の嫌疑で警察官の捜査対象となった旨の報告を受けた際、速やかに、危機管理分野のプロ人材と協議した上、可能な限りの社内調査として、前代表から上記報告を受けてから3日後の同月21日に当社取締役らに対する薬物検査を実施している。

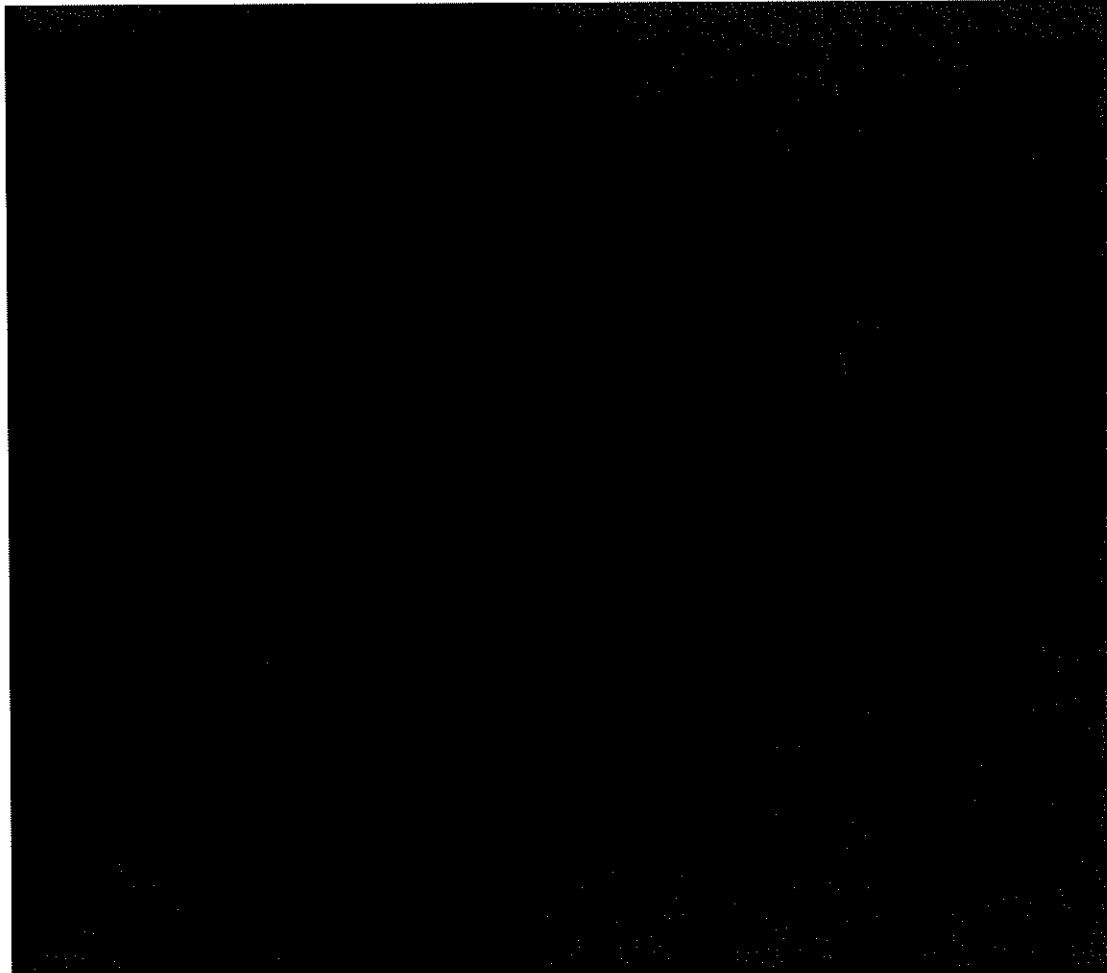
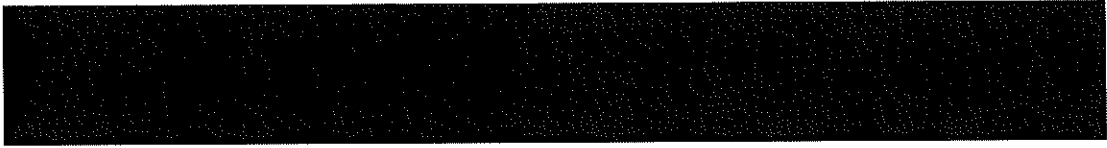
一般的に、違法薬物を摂取した場合の体内残留期間が数日から1週間程度とされていることからすると、仮に上記薬物検査の実施が遅れていた場合には、その検査結果は説得力に欠けるものとなっていたのであり、当社が、時機を逃すことなく、プロ人材と協議の上で上記薬物検査を実施した事実は、まさにプロ人材等との連携による組織的対処の枠組みが実効的に機能したものと評価できる。

3 現状における反社排除体制の評価と今後の運用上改善が望まれる点

上述のとおり、当社における反社との関わりを排除するための体制、とりわけ反社チェックシステムは、現状、実効的に機能しており、その構築と運用は、適切になされていると評価できる。もっとも、当社における反社排除体制をより一層万全のものとするため、以下の点につき改善を検討することが望まれる。

(1) 反社チェック担当者の拡大





(3) 反社チェックの適用範囲に関する規定振りの明確化

当社における反社チェックの適用範囲については、反社会的勢力対応マニュアル第2条に規定されているところ、その規定振りからは適用範囲が判然としない。

すなわち、同マニュアル第2条第1項において、「新規取引先」に関する反社チェックの適用範囲につき、「①顧客……取引先」、「②専門家……稼働専門家」、「③パートナー企業……仕入先等」と規定されているところ、そもそも、「……」が何を意味するものなのかが判然としない上、「専門家」、「稼働専門家」、「パートナー企業」といった用語も一般的なものとはいえず、分かりにくい。

本調査における代表取締役社長や取締役経営管理本部長らの説明によれば、上記①ないし③は、「①プロシエアリングサービス提供先（顧客）」、「②顧客の個別プロジェクトにアサインして当社からの報酬支払が発生するプロ人材」、「③仕入先等の諸経費の支払先」を意味するとのことであり、これについて、役員や現在の反社チェック担当職員の間には共通の理解があると認められる。

そのため、現状では、現実的な弊害は生じていないものの、現在の不明確な規定振りのままでは、今後反社チェック担当者の交代や増員が行われる場合等に、反社チェックの適用範囲に関する理解が正確に引き継がれていかないリスクが想定される。また、何よりも反社会的勢力対応マニュアルは当社における反社チェック運用の根拠規程なのであるから、その適用範囲を規定する第 2 条につき、正確かつ分かりやすい表現に修正することが必要である。

4 結論

以上のとおり、当社における反社との関わりを排除するための体制の構築・運用状況については、今後の運用上改善が望まれる点はいくつか指摘できるものの、これらはいずれも当社における反社との関わりを排除するための体制の構築・運用についての否定的な評価に結びつくものではない。

むしろ、当社における反社との関わりを排除するための体制、とりわけ反社排除のための規程類や反社チェックシステム等の枠組みは、上場準備の段階で主幹事証券会社からの助言を受けながら整備・構築されたものであり、実際、東京証券取引所における上場審査にも耐え得るものであったのであるから、上場企業に求められる水準を満たすものといえる。

その運用にあたっては、当社は、2021年7月の東証マザーズ市場上場以降、現在に至るまで、当社に関わる全ての法人・個人に対する反社チェックを漏れなく実施するなどして、反社会的勢力対応規程や反社会的勢力対応マニュアル等の規程類に基づく反社排除のための方策を忠実に実践しているといえる上、実際、本調査においても、当社と反社の関わりを疑わせる事情は見当たらなかったのであるから、当社における反社との関わりを排除するための体制の運用も適切に行われていると評価できる。

第6 結び

現在、社会は極めて流動的になってきており、企業等は既存の経営に固執していると生き残れないため、イノベーションが必要となっている。

そのためには、人材の発掘も必要とされるが、当社はそのアシストをするも

のとして更なる発展が望まれるところである。

しかし、当社の事業が「人材」を扱うものである以上、特に「人」についての信用が必要であり、当社が供給する人材に問題が無くても、供給元となる当社に問題があれば、供給する人材自体にも否定的な影響を与えかねないのであるから、当社のビジネスモデルでは清廉潔白性が強く求められ、反社との関わりは絶対にあってはならない。

この点、当委員会が調査した結果は本報告書に記載したとおりであり、特段の問題点は見当たらなかった。しかし、さらに改善の余地のあることも指摘したところであり、日々改善を加えて、当社がますます社会に貢献することを当委員会としても望むものである。

以上